

愛知県環境学習施設等連絡協議会設置要領

(名称)

第1条 本協議会は、愛知県環境学習施設等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、愛知県内で環境学習を行う施設、事業者、団体、市町村（以下「施設等」という。）の相互の情報交換及び連携・協力体制を確立することにより、地域における環境学習を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境学習に関する情報交換及び連携強化に関すること
- (2) 環境学習の推進、資質の向上に関すること
- (3) 環境に関する広報啓発
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、協議会の目的に賛同し、次条第1項に基づく入会の承認を受けた施設等により構成する。

(入退会)

第5条 協議会に入会しようとする者は、書面をもって申し込み、会長の承認を受けなければならない。

- 2 協議会を退会しようとする会員は、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(会長)

第6条 協議会の会長は愛知県環境局環境政策部環境活動推進課長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 原則として、年1回以上の協議会を開催する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 事務局を、愛知県環境局環境政策部環境活動推進課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年3月25日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要領は、平成25年11月19日から施行する。

附則

この要領は、平成25年12月5日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。